

令和8年7月から、ほかの公費負担医療制度※₁と福祉医療制度※₂をあわせて利用できるようになります。

- ※1 自立支援医療（更生・育成・精神通院）、指定難病、小児慢性特定疾病などの公費負担医療制度
※2 高齢期移行、重度障害者・高齢重度障害者、母子家庭等の福祉医療制度
なお、乳幼児・こども医療については既に無償化を実施しており、他の公費負担医療制度と併用し運用しております。

あわせて利用できる条件

○公費負担医療制度の自己負担額より福祉医療制度の自己負担額の方が少なくなるとき。
※公費負担医療制度を適用したうえで、福祉医療制度をあわせて利用することができます。
※精神科の入院については、福祉医療制度の利用ができません。

○保険医療機関等で受診されるときは、次の3点をご提示ください。

1. 公費負担医療制度の受給資格が確認できるもの
2. 福祉医療費受給者証
3. 健康保険の資格情報が確認できるもの

各制度の適切な運用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

窓口での自己負担

あわせて利用した場合の最終的な自己負担額は、福祉医療費受給者証に記載の一部負担金の額になります。

【これまで】

公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療制度は利用できませんでした。

医療費総額		
医療保険の給付	公費負担医療の助成	窓口での自己負担 (公費負担医療の負担額)

【令和8年7月から】

公費負担医療制度とあわせて福祉医療制度を利用できます。

医療費総額			
医療保険の給付	公費負担医療の助成	福祉医療の助成	窓口での自己負担 (福祉医療の負担額)

負担が軽減
されます！

問い合わせ窓口

福祉課	
高齢期移行	TEL:072-766-8701 FAX:072-766-8895
重度障害者	
高齢重度障害者	

こども課	
母子家庭等	TEL:072-767-7477 FAX:072-766-8906